

兵庫県パラパワーリフティング連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は兵庫県パラパワーリフティング連盟 (Hyogo Para Powerlifting Federation = HPPF) と称する。

(地 区)

第2条 本会の地区は兵庫県一円とする。

(事務所の所在地)

第3条 本会は事務所をトレーニングジム RECON (兵庫県姫路市飾磨区溝4丁目127) に置く。

(目 的)

第4条 本会は、兵庫県下における障がい者のパワーリフティングの総括団体として、パワーリフティングの普及・発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、県下に於いて先の事業及びこれに付随する事業を行う。

- 1) パワーリフティング及びウエイトトレーニングの研究並びに指導
- 2) パワーリフティング選手権大会の開催
- 3) 普及・啓蒙のための講習会等の開催
- 4) ウエイトトレーニング施設の拡充
- 5) 都市協会及び加盟会員の強化発展と相互の連絡及び融和を図る
- 6) 日本パラパワーリフティング連盟の行う事業への協力及び参加
- 7) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 組織

第6条 本会は、県下に在住する又は勤務先を有するパワーリフティング又はウエイトトレーニングの指導者、愛好者をもって組織する。

第7条 本会は、団体会員と個人会員とからなる。

- 団体会員とは、加盟申請済団体会員をいうものとする。
- 個人会員とは、役員・登録選手及び役員経験者・選手経験者をいうものとする。

第3章 役員

第8条 本会は下記の役員を置く。

- 名誉会長 1名
- 顧問 1名
- 会長 1名
- 理事長 1名
- 事務局長 1名
- 理事 若干名
- 会計 1名
- 会計監査 1名
- 医学委員長 1名

第9条 役員を選任方法は下記の通りとする。

- 1) 名誉会長・会長及び顧問は、総会で推薦する。
- 2) 事務局長は総会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3) 理事長・副理事長・理事・会計（監査）及び医学委員長は総会の決議によって会員より選任する。

第10条 役員の仕事範囲を下記の通りとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 2) 理事長は理事会を主宰し、日常業務の統轄・指導・執行をする。
- 3) 理事は理事長を補佐し、本会の運営に参加する。
- 4) 会計監査は、本会の会計帳簿及び財産の状況を調査することができる。
- 5) 医学委員長は、医学的観点からの意見を述べる事ができる。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、役員は任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

第12条 本会の事務を処理するために職員を置くことができる。また、本会は必要に応じて事務局長及び各種委員会を置くことができる。

第4章 総会及び理事会

第13条 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は年1回会計年度終了後2か月以内に会長が招集する。

会長は、下記の各号に掲げる場合においては、臨時総会を招集しなければならない。

- 1) 理事会が必要と認めたと時
- 2) 会員の総数の3分の1以上からの請求のあった時

第14条 総会は理事の総数の2分の1以上の出席（委任状も含む）で議決を開き、出席総会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第 15 条 総会は最高議決機関として、下記の事項を審議決定する。

- 1) 事業報告及び収支決算報告書
- 2) 事業報告及び収支予算案
- 3) 役員を選出
- 4) 規約改定
- 5) 本会の運営に関する重要事項で会長が必要と認めた事項
- 6) 会員の除名
- 7) 解散

第 16 条 理事会は、理事長が必要と認めた場合及び理事総数の 2 分の 1 以上の請求があった場合に開催し、理事の 2 分の 1 以上の出席（委任状も含む）によって議事を開き、審議決定をする。
理事会に附議すべき事項を下記のとおりとして、出席理事（委任状も含む）の過半数多数による議決を必要とする。

- 1) 総会に附議すべき事項
- 2) 次期における収支予算及び事業計画細目の審議
- 3) その他連盟運営上必要な事項

第 5 章 会 計

第 17 条 本会の経費は下記の掲げるもので支弁する。

- 1) 競技会参加費
- 2) 事業に伴う収入
- 3) 寄付金
- 4) その他

第 18 条 本会の資産及び重要書類は理事長が管理し、保管する。

第 19 条 本会の事業計画及び収支予算案は、理事長が作成するものとする。

第 20 条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後 20 日以内に作成し、会計監査を経なければならない。

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第 6 章 罰 則

第 22 条 本会の会員にして本会及び会員の名誉を棄損した者、統制に服さない者、または兵庫県パラパワーリフティング連盟のアマチュア規定に服さない者は、その軽重により、総会の決議によって除名または資格停止等の処分に附する。

附 則

第 23 条 この規約についての必要なる細則は、理事会の決議により会長が施行する。

第 24 条 この規約の改廃は総会において決定する。

第 25 条 この規約は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。